北栄町農地転用を伴う太陽光発電設備の設置に関するガイドライン

　このガイドラインは、農地転用を伴う太陽光発電設備（以下「発電設備」という。）を設置する場合において、転用事業者（以下「事業者」という。）から隣接農地所有者、その耕作者、隣接地居住者及び設置場所自治会（以下「隣接農地所有者等」という。）への事業内容等の説明を確実に行わせることにより、周辺地域と調和のとれた事業とすることを目的とする。

１ 事業者は、農薬の散布や樹木の日陰、農業用施設の設置等、これら通常の営農活動等によ

　り、発電設備の損害や発電能力の低下を受ける可能性があることを理解すること。

２ 事業者は、隣接農地所有者等に対して、事業内容のほか、フェンスの設置や雨水処理、除

　草作業等の方法及び光の反射、騒音、振動、日照等による周辺の環境への影響が無い旨説明

　する書類等を示して十分な説明をすること。

３　事業者は、事業を終了する場合は、事業者の責任ですみやかに発電設備を撤去すること。

４　事業者は、農地転用許可申請にあたって、事前に太陽光発電設備の設置に係る誓約書（様

　式第１号）を提出するとともに、申請時には太陽光発電設備の設置に係る同意書（様式第２

　号）を申請書に添付すること。

５ 事業者は、その他必要に応じて、農業委員会が求める書類を提出すること。

附　則

　このガイドラインは、平成30年8月10日より施行する。

様式第１号

太陽光発電設備の設置に係る誓約書

北栄町農業委員会 会長 様

１　私は、下記の場所へ太陽光発電設備（以下「発電設備」という。）の設置を計画していま

　す。設置場所は農地に隣接しているので、農薬散布による汚れや腐食、樹木の成長、農業用

　施設の設置等による日照の影響など、営農活動により発電設備に損害や発電能力の低下を受

　ける場合があることを理解した上で設置します。

　　ついては、営農活動により発電設備に損害、発電能力の低下が発生したとしても、隣接農

　地所有者及び隣接農地耕作者に対して、損害賠償、苦情等の不服申し立ては行いません。

２　隣接農地所有者、その耕作者、隣接地居住者及び設置場所自治会に対して行う説明は、事

　業内容のほか、フェンスの設置や雨水処理、除草作業等の方法及び光の反射、騒音、振動等

　による周辺の環境への影響が無い旨説明する書類等を示して行い、設置場所自治会が必要と

　する場合は地元説明会を行います。

３　事業を終了する場合は、私の責任ですみやかに発電設備を撤去します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

|  |  |
| --- | --- |
| 設置場所 | 北栄町 |
| 設置予定期間 | 　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日まで（　　　年間） |
| 転用事業者 | 住所 |
| 氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞ |
| 連絡先電話番号　　　　　　　　　　　　　　担当者職氏名 |

様式第２号

太陽光発電設備の設置に係る同意書

（転用事業者）

　　住所

　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　様

　設置場所の表示

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | （大　字） | 字 | 地　番 | 地　目 | 面積（㎡） |
| 北栄町 |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

 　上記土地に　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　が太陽光発電設備を設置することについては、事業内容のほか、フェンスの設置や雨水処理、除草作業等の方法及び光の反射、騒音、振動等による周辺の環境への影響が無い旨説明する書類等を示し、十分な説明を受けたので、異議なく（又は下記条件を付して）同意します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　日

（隣接農地所有者等）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 同意者　※ | 隣接地番 | 地目 | 住　所 | 氏　名 |
| 隣接農地所有者 |  |  |  | 　　　　　　　　　㊞ |
| 隣接農地耕作者 |  |  |  | 　　　　　　　　　㊞　 |
| 隣接地居住者 |  |  |  | 　　　　　　　　　㊞ |
| 設置場所自治会 |  |  |  | 　　　　　　自治会長　　　　　　　　　㊞ |

　※同意の無い者がある場合は、その者が同意しない理由を別紙で説明すること。

附帯条件（必要な場合に記入）

----------------------------------------------------------------------------------

----------------------------------------------------------------------------------